

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業  
第10回運営委員会 議事概要

日時 : 平成18年11月1日(水) 15:00~17:00

場所 : 日内会館 4階会議室

出席者:

(委員)大井 洋、加藤良夫、黒田 誠、児玉安司、佐伯仁志、鈴木利廣、瀬戸院一、高本眞一、樋口範雄、福永龍繁、山口 徹

(地域)深山正久、的場梁次、長崎靖、山内春夫、野口雅之、松本博志、

(オブザーバー)居石克夫(九州大)、岡崎悦夫(病理学)、武市尚子(千葉大法医学)、厚生労働省、警察庁、法務省

(事務局)日本内科学会

0. 委員紹介等

1. 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」の状況について <公開>  
現在の状況について

- ・ 現在7例について説明が終了し、5例の概要をすでに公表。  
各地域の実施状況について説明
- ・ 中央事務局で事務員を雇用。

2. これまでの主な相談事例・受付事例について <非公開>  
各地域の状況

- ・ 第9回運営委員会以降東京1例、大阪2例、新潟1例を新たに受け付けた。
- ・ 札幌地域では、開始後1ヶ月が経過したが相談事例・受付事例ともない。
- ・ これまでの受付事例の内、患者遺族及び依頼医療機関への説明が終了していない25例の評価の進捗状況について説明。

対象事例について

- ・ 業務上過失致死に問われる可能性の高い事例を受け付けるのか、それとも、業務上過失致死とまではいかないような事例を扱うのか。対象事例をどの程度とするかについての議論あり。
- ・ 明らかな過失と考えられるようなものは対象外としてはどうか。

監察医制度との関係について

- ・ 検視、検案、監察医制度、及びモデル事業の関係について整理が必要との意見。

### 3 . 評価結果報告書について <公開>

新しくとりまとめられた評価結果の概要について

- ・ 中央事務局より報告。

評価結果報告書の概要作成について

- ・ 評価結果報告書概要作成の手引きについて中央事務局より説明。
- ・ 評価結果報告書の概要を作成することも、地域評価委員会の役割であることを確認。

### 4 . 広報について <公開>

ホームページにおける評価結果報告書の概要版の公表について

- ・ ホームページにおいて評価結果報告書の概要版を公表することを中央事務局より報告。

### 5 . 厚生科学研究班について <公開>

研究班における患者遺族・依頼医療機関等へのアンケート方法について

- ・ 武市先生より、アンケート方法について説明。

(以下、委員よりの意見)

- ・ モデル事業と研究班が共同でアンケートを行ってはどうか。
- ・ 調査の対象となる人にアンケートの主旨や目的を十分に伝えることが必要である。
- ・ 調査をモデル事業が研究班に依頼しているという位置づけにするか。
- ・ アンケートで得られた結果をモデル事業に反映させるための工夫が必要である。
- ・ モデル事業で受け付けている全ての症例を対象とするわけでもなく、対象者数が少なく、学術的に評価が得られにくい調査となってしまう、単なる実態調査となってしまうが、よいのか。
- ・ 評価が終了していない事例について、アンケートの対象とするか否か。
- ・ 評価が終了した時点で患者遺族の意見を聞くことだけではなく、モデル事業における評価が途中の段階において、患者遺族の考え方の変遷を聞くことも必要ではないのか。
- ・ 事業を実施した段階から必要性を訴えていた研究でもあり、早く研究を始めたいとの意見もあるが、アンケートの内容を十分に吟味したい。
- ・ アンケートの内容やアンケート形式などは、実際に患者遺族と接している調整看護師らの意見も踏まえて、患者遺族の心情に十分配慮した内容とすべきである。
- ・ アンケート調査を行って得られた研究成果は、アンケートの記入に協力いただいた方に返却しなければならない。

## 6. 同意書について <公開>

「依頼医療機関から患者遺族への同意文書」の改訂について

- ・ 評価体制検討小委員会において議論された改訂案を提示し了承が得られた。

## 7. モデル事業開始1年後の評価について <公開>

アンケートの集計結果について

- ・ モデル事業自体の評価について検討をするため、関係者にアンケートを行った旨、中央事務局より説明。

(以下、委員よりの意見)

- ・ 依頼医療機関の調査委員会の体制が確保されないと、評価が困難である。
- ・ モデル事業にかけた労力と費用に見合う成果を社会に還元するためにはどうしたらよいか。
- ・ 現実的には、評価に要する期間が3ヶ月という目標は無理である。
- ・ この事業が生まれた社会的な現状を考えると、評価に要する期間が6ヶ月というのは遅すぎるようにも思え、せいぜい4ヶ月ではないのか。
- ・ 実際的に3ヶ月というのが無理なことはよくわかっているが、それならば、3ヶ月の時点で、中間評価として、一度まとめてそれを依頼医療機関・患者遺族に返却することとしてはどうか。
- ・ 一定規模の医療機関については、公開を原則としたガイドラインの作成をする必要があるのではないかと委員の指摘。この調査委員会についてのガイドラインは、事業と切り離しても必要と考えられ、厚生労働省において検討をしていただきたい。

## 8. 今後の予定について <公開>

事業の方向性について

(以下、委員よりの意見)

- ・ 死因の解明のためとはいえ、もともと対象事例が、純粹に病死というわけではなく、業務上過失致死の可能性もあるような事例もあるので、細心の注意を払っても最終的に内容が過失を問うような内容とならざるを得ない場合もあると危惧する。
- ・ 現在の事業は、依頼医療機関内の調査委員会での調査を必要としており、大病院でないと依頼医療機関となれない状況にあるが、小さな医療機関や、診療所においてモデル事業の対象となるような事例が多く発生していることも考えられ、これらの事例も対象とできるような工夫が必要ではないか。
- ・ 第三者機関を創設するとき、分散型とするか集中型(中央集権型)とす

るかが論点になるのではないか。

- ・ 病理と法医の違いを踏まえた役割分担も課題となるのではないか。
- ・ 福岡地域においては準備が未だ十分できていない状態である。

今後の課題について（座長から運営委員会委員への課題提示）

（以下、委員よりの意見）

- ・ アンケート研究についてどう考えるか、どう進めるべきか。
- ・ 特に東京・新潟を中心として警察とモデル事業との関係の整理が必要である。東京においては監察医務院との協力の在り方について考える必要もあるだろう。
- ・ 今後の制度化のたたき台となるような方向性を示さなくてはならない。

次回日程

- ・ 平成18年12月12日（火）15時～17時

## 9. その他

### <公開>

評価結果報告書について

- ・ 今後参加予定の地域代表候補に対して、参考として、すでにまとまった評価結果報告書を閲覧させてほしいとの委員からの要望。